

補助公共 道路改築事業（国道・連携）

その92植栗中之条IC橋下部工検査路ほか工事 質問回答書2

	質問内容	回答内容
1	配置技術者につきまして、「この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事期間中に専任で配置できること」とありますが、工場製作期間があるため、現場架設期間中のみの専任という解釈でよろしいでしょうか。	工場製作のみが行われている期間にあつては専任であることを要しない理由を記載した工事打合せ書を提出し、契約担当者の承諾を得た後に発効となります。 群馬県ホームページより「監理技術者等の確認実施要領」監理技術者等の確認について3, 4, 5を参照願います。
2		
3		
4		
5		